

府議付議事案書

開催・令和7年11月4日

所管部課	教育部青少年課	部長	田口 茂夫			
件 名	東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について					
	<input type="checkbox"/> 区分 <input checked="" type="radio"/> ○ 1 審議事項 <input type="checkbox"/> 2 報告事項					
関係事項	条例 規則					
事項	部課 機関					
1. 要 旨						
<p>(1) 改正理由</p> <p>令和7年9月10日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこと」も家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令により、厚生労働省令である「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、引用する条項を改正するものである。</p>						
<p>(2) 改正内容</p> <p>第13条中の「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改正する。</p>						
<p>(3) 施行日</p> <p>公布の日から施行する。</p>						
<p>(4) 影響及び効果</p> <p>国の基準と整合性を保つことができ、放課後児童健全育成事業を適切に運営することができる。</p>						
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)						
<p>(1) 総務課において審査済み。</p> <p>(2) 令和7年10月31日開催の教育委員会定例会において承認済み。</p>						
3. 留意事項 (問題点等)						
<p>特になし</p>						
4. 主管部処理案 (検討結果等)						
<p>令和7年第4回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>						
5. 審議結果						
<p>決定</p>						